

クリエ福祉アカデミー介護職員初任者研修課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社クリエ

東京都調布市国領町二丁目19番地2

（目的）

第2条

実践的な知識・技術の習得、介護現場で求められる専門能力の習得や介護現場で長く定着できる人的折衝能力を養成する。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

クリエ福祉アカデミー介護職員初任者養成講座（通学コース）

（年度事業計画）

第5条 平成25年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成25年 5月～平成25年 6月	24名
第2回	平成25年 6月～平成25年 7月	24名
第3回	平成25年 7月～平成25年 8月	24名
第4回	平成25年 8月～平成25年 9月	24名
第5回	平成25年 9月～平成25年10月	24名
第6回	平成25年10月～平成25年11月	24名
第7回	平成25年11月～平成25年12月	24名
第8回	平成26年 1月～平成26年 2月	24名
第9回	平成26年 2月～平成26年 3月	24名
第10回	平成26年 3月～平成26年 4月	24名
合計		240名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- ・通学可能な方

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込み。)

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回～ 第10回	受講料	88,700円	95,000円	一括又は分割(2回)	受講開始前 日まで
	テキスト代	6,300円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修課程テキスト 1. 2. 3 (全3巻)	株式会社日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込書に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者宛に通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(修了の認定)

第14条 修了の認定は第9条に定めるカリキュラムをすべて履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準が達したと認められた者に対して行う。

(1) 修了評価は担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

(2) 修了評価は筆記試験により行う。但し、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。

(3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取り扱い)

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

補講にかかる受講料については当社の次のコースで実施する場合は無料とし、やむを得ない場合は他の事業者で実施することもあるが、そのときは他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取り消し)

第17条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者には、当社において東京都介護職員初任者研修事業実施要綱9に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者管理については、次により行う。

(1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第20条 東京都介護職員初任者研修事業実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ(URL：<http://www.crie-hukushi.com/>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者、研修担当取締役名、事業所名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備

(2) 研修事業情報

研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、指導者数、研修受講手続、費用、特徴) 研修課程責任者、研修カリキュラム(科目別シラバス、科目別担当講師、各科目の特徴)、通信形式の実施方法(学習内容、時間数、教材、指導体制、指導方法、課題)、修了評価(評価方法、評価者、再履修の基準)、講師情報(名前、略歴、受講者満足度調査の結果)、実績情報(過去の研修実績、過去の参加人数)、連絡先等(申込み先、資料請求先、苦情対応部署連絡先)、研修評価(受講生アンケートの結果、自己評価)

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、当社研修室にて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：研修担当窓口 電話：042-427-5315

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(3) 受講申込受付時又は初回の講義時、受講申込等を行った者が本人であるか等を公的証明書により確認する。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附 則)

この学則は平成25年3月31日から施行する。